

平成27年

# 上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1

### 平成27年第3回定例会

#### 第1号(9月16日)

議事日程	2
会議録署名議員	2
開会の宣告	2
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	3
斎藤勝男の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	3
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	4
町長行政報告	4
教育長教育行政報告	4
要望第1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についての要望書(不採択)	5
同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	8
同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	9
同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	9
議案第27号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	12
議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について	12
議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	12
議案第32号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)	14
認定第1号 平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	16
認定第2号 平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定について	16
決算特別委員会設置及び付託について	16
報告第5号 平成26年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	18
休会について	20
散会の宣告	20

#### 第2号(9月18日)

議事日程	2 1
会議録署名議員	2 1
開議の宣告	2 1
会議録署名議員指名について	2 2
一般質問	2 2
吉    川        洋	2 2
福祉課長 扇 谷 洋 子	2 2
川    岸    清    彦	2 3
総務課長 米 田 淳 一	2 4
議案第 2 7 号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	2 4
議案第 2 8 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	2 4
議案第 2 9 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について（原案可決）	2 4
議案第 3 0 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について（原案可決）	2 4
議案第 3 1 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について（原案可決）	2 4
議案第 3 2 号 平成 2 7 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）（原案可決）	2 4
調査第 3 号 所管事務調査について（許可）	2 6
追加日程について	2 6
決議案第 1 号 飲酒運転撲滅に関する決議（原案可決）	2 6
意見書案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（原案可決）	2 7
意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2 0 1 6 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（原案可決）	2 8
意見書案第 6 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（原案可決）	2 9
意見書案第 7 号 「消費税 1 0 %」実施の中止を求める意見書（原案可決）	2 9
閉会の宣告	3 0

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.16	9.18
1	伊 藤 充 章	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○
3	吉 川 洋	○	○
4	斎 藤 勝 男	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	高 橋 成 和	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	大 内 兆 春	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.16	9.18
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
教育委員長	栗 原 順 道	×	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監査事務局長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○
地域支援推進 室 長	永 井 孝 一	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.16	9.18
議会事務局長	中 島 隆 行	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○

平成 2 7 年

## 上砂川町議会第3回定例会会議録（第1日）

9月16日（水曜日）午前10時00分 開会  
午前11時42分 散会

### ○議事日程 第1号

- 第1 会議録署名議員指名について  
第2 会期決定について  
9月16日～9月18日  
3日間  
第3 諸般の報告  
1) 議会政務報告  
2) 空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告（斎藤議員）  
3) 例月出納検査結果報告（6・7・8月分）  
第4 町長行政報告  
第5 教育長教育行政報告  
第6 要望第1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についての要望書（議会運営委員会委員長報告）  
第7 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第8 同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
第9 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
※ 同意第1号・第2号・第3号は即決とする。  
第10 議案第27号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について  
第11 議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について  
第12 議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 第13 議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について  
第14 議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について  
第15 議案第32号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）  
※ 議案第27号～第32号は、提案理由・内容説明までとする。  
第16 認定第1号 平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について  
第17 認定第2号 平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定について  
※ 認定第1号・第2号は、認定に付すべき理由・内容説明までとし特別委員会に付託。  
第18 決算特別委員会設置及び付託について  
第19 報告第5号 平成26年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

---

### ○会議録署名議員

2番 川 岸 清 彦  
3番 吉 川 洋

---

### ◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成27年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで9月の人事異動によりまして担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。住民課の斉藤課長です。

○住民課長（斉藤昭彦） 9月1日付で住民課長を拝命いたしました斉藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

（開会 午前10時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、川岸議員、3番、吉川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月18日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成27年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時、平成27年8月28日金曜日10時から。

2、場所、空知中部広域連合広域介護予防支援センター、世代間交流室。

3、議件についてでございます。認定第1号 平成26年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成26年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成26年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成26年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案でございます。第1号 平成27年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 平成27年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第3号 平成27年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第4号 平成27年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 空知中部広域連合行政手続条例の一部を改正する条例、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議案第8号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

4、結果については、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、詳細の資料については事務局に保管しておりますので、ご参照いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成27年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。そのほか1件、総合教育会議の開催について報告をいたします。

総合教育会議につきましては、本年4月の改正地方教育行政法の施行に伴い、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るなどを目的とし、全ての地方自治公共団体において首長が主催する総合教育会議の設置が義務づけられたところであり、この会議は首長及び教育委員と教育長の教育委員会で構成することとなっております。会議では、首長は教育の総合的な施策についてその目標や施策の根本的な方針である教育行政の大綱の策定のほか、児童生徒の生命、身体の保護などの緊急に講ずべき措置などについて教育委員会と協議、調整することとなっております。本町におきましても上砂川町総合教育会議設置要綱を定め、去る9月2日に先ほど説明をさせていただいた構成メンバーにより第1回目の会議を開催したところでございます。

協議内容でございますが、会議設置要綱の確認を行い、教育行政の大綱、いじめ防止基本方針の策定についての今後のスケジュールを示し、策定に当たっては各学校の意見を伺い、検討することとしております。また、教育行政大綱の策定に当たっては、現在策定中であります上砂川町総合戦略との整合性も図りながら成案にしていくこととしたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、11月と明年2月に会議の開催を予定しており、教育行政の大綱並びにいじめ防止基本方針を決定することとしておりますが、成案が出されましたら改めて議会に報告をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、次代を担う子供たちのために重要な教育施策については、総合教育会議においてしっかり論議を行い、そしてその中で定められた教育行政の大綱に基づき、教育委員や学校、さらには地域とも連携し、今まで以上に教育行政にかかわってまいりますことを申し上げ、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

### ◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成27年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストの結果につきましてご報告申し上げます。

資料ナンバー1をご参照願います。全国学力テストにつきましては、平成19年に全員参加方式で実施され、4回目となる平成22年から3割抽出方

式に変更されましたが、平成25年からは全員参加方式で実施されております。本年度の調査につきましては、4月21日に小学校6年生と中学校3年生を対象に全国一斉に実施し、調査科目は前年と同様の国語、算数、数学に加え、3年ぶりに理科が追加され、実施されたところです。

本町の調査結果につきましては、資料に記載しておりますように、ほとんどの科目で全国平均正答率を下回っておりますが、本年小学校の理科において全国平均を3.9%上回り、少しずつではありますが、全国平均に近づいており、改善されつつあります。教育委員会としては、8月28日に臨時校長会議を開催し、小中学校に対し今回のテスト結果を分析し、児童生徒に合わせた指導や放課後等に個別指導を実施して、学力向上を行うよう指示したところであります。

また、学力テストにあわせ実施された児童生徒の生活実態を把握する児童生徒アンケート調査におきまして、ふだん1日当たりどのぐらい家で勉強するのかとの問いに小学校では1時間以上すると答えた児童は、全国平均は62.7%に対し、当町では52.5%、中学校におきましても全国平均69.0%に対し20.0%と大きく下回っている状況にあります。また、ふだん1日何時間テレビゲームなどをするのかとの問いに対し、小学校では4時間以上すると答えた児童は全国平均が17%に対し、当町では28.6%、中学校では全国平均20.5%に対し65.0%となり、全国平均を大幅に上回っている状況が昨年同様見受けられ、家では勉強よりもテレビゲームをする時間が長い状況にあることから、改めて生活習慣の改善が必要と考えます。さらに、携帯電話、スマートフォンによる通話やメールをどのくらいするのかとの問いに対しましては、小学校、中学校ともに全国平均を大きく上回っていることから、家庭でのご協力、ご理解のもとテレビゲーム同様1日当たりの利用時間の抑制も不可欠であります。

学力向上には、学校の授業はもとより家庭での

学習がとても重要でありますので、家庭学習の手引を活用させ、家庭学習の習慣化を図り、今後においても教育委員会、学校、家庭が一体となって学力向上に努めてまいります。北海道におきましては、平成28年度の全国学力テストにおいて全科目全国平均以上を目指すこととしておりますが、本町としては朝学習や放課後等における学習サポートの内容充実を図りながら、できることを着実に積み重ねていくことが重要でありますので、今後においても学校と連携しながら、学力向上を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

---

#### ◎要望第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、要望第1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数削減についての要望書を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会に付託しておりました結果が議長まで届いておりますので、その結果についてご報告願います。

横溝議会運営委員長、ご登壇の上、報告願います。

○議会運営委員長（横溝一成） それでは、要望第1号の審査報告をいたします。

報告書を読み上げて報告とさせていただきます。要望第1号審査報告書。

平成27年9月16日、上砂川町議会議長、堀内哲夫様、議会運営委員会委員長、横溝一成。

本委員会に付託されました要望第1号について審査の結果、次のとおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は、平成27年6月16日、7月13日、7月27日、8月18日、8月26日の5日間でございます。



出席委員は、議会運営委員会の全員であります。

審査報告事項は、平成27年第2回上砂川町議会議定例会において付託された要望第1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についてであります。

審査内容につきましては、(1)、議会の活性化について。要望書には、地方創生が叫ばれている今、これからの町づくりを進める上でも議会の活性化を図ることは重要であり、選挙を行い住民に選択肢を与えること及び若者の台頭を含めた世代交代も重要だと議会活性化に関して言及しております。議会としましても議会活性化の必要性や重要性は会議所と同様に認識しているところであり、不断の取り組みが重要と考えております。しかし、これまでの連続無投票と活性化を関連づけて、世代交代が進んでいないとの主張は当たらないと判断いたしましたところでございます。

(2)、議員定数の削減についてであります。要望書では、議員定数削減の必要性を次の3点としてしております。1点目は、国が消費税増税を決定した際、国民に負担を求める代償として国会議員の定数削減を打ち出したことから、地方自治体も同様の改革をすべきとしているところでありませぬ。2点目、連続無投票選挙が住民の選択肢を奪ったこと。3点目は、2名の議員が病気療養のため議会を欠席したことや議員活動を休止していた状況で7名の議員により議会運営がなされたところでございます。

このことについて検証した結果、1点目に関しては、国民に消費税増税の理解を求めるために国会議員の削減をすとしたみずから身を削る改革を地方議会、すなわち上砂川町議会の議員削減に求めることは理解しがたいものであります。しかも、この2012年11月党首討論の公約はいまだ具体化されておりませぬ。2点目の無投票選挙に関しては、残念な結果であり、幅広い階層から立候補及び議員活動のための環境整備などについてさまざまな観点から検討が必要と考えられます。しか

し、仮に無投票を理由に議員定数を減らした場合、必要な議員数の検討がなされることなく、無制限に削減することにつながりかねないというものであります。3点目については、実質的な欠員状況で議会が支障なく運営されていたとの評価と受けとめております。この間の議会運営は、7名の議員で懸命に責務を果たしてきました。しかし、要望書にあるように議員定数を削減することは、議会の多面的視点が損なわれることや住民との接点の多様化を失う懸念がされます。また、行政監視機能が低下し、執行機関の追従機関に陥る危険性が生じます。

このようなことから審査結果としては、慎重審査の結果、本事件について全会一致で不採択の結論に至りました。ただし、下記の附帯意見を付すものであります。

附帯意見、次期町議会議員選挙に向けて、全議員による協議機関の設置を進言いたします。

以上、報告といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの横溝議会運営委員長長の報告について質疑を受けませぬ。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。

委員長報告は不採択とすべきものでございませぬので、まず原案に対し賛成の討論を許可いたしませぬ。高橋議員。

○6番（高橋成和） 賛成討論ということなのでせぬが、今回要望書ということで、今横溝委員長のほうから報告をいただいて、自分はいれなのでせぬようけれども、ほかの議員さん方はいろいろ考えがあれと思ひます。自分は、この後この採決で賛成に手を挙げさせていただきたいと思ひます。

今回商工会議所から出された内容、一部いろいろと誤解を受けるところはあれのかもしれなのでせぬけれども、この文章の中で議員の中には自身

が本当に信任されているのか不安に思っている方も多いのではないかと、こういう書き方をされている部分がございます。自分は、平成13年に議員になりまして、4期働かせていただいております。そのうち2期選挙を経験しております。2期目の選挙には本当に天国と地獄というような状況で、町民の負託を受けて何とか今ここに立たせていただいているという現状でございます。その後、その思いを忘れずにずっと2015年から議員活動をこれまでしているわけなのですが、やはりどこかで自分の中でおごりというか、そういうものが生じてしまう部分がございます。これが自分が4期もやっていなければ、自分は今回反対に手を挙げていたと思います。ただ、この2期の選挙を経験して、やっぱり町民の負託を受けていかなければならない。それが議員定数の削減なのかというと、それは自分の中で疑問として葛藤が残るところはあるのですけれども、2期無投票だったという、こういう現実があるのです。自分はやっぱり選挙をして、負託を受けてなることによって活性化になるのかなと。今回会議所から出されている内容というのは、全部が全部容認できるものではないでしょうけれども、議員定数削減については貝田町政のとき、平成24年のときにも同じような勉強会がございました。そのときにも反対の意見を述べさせていただいたのですけれども、あのときは2期目に選挙、この間の選挙が選挙になるというそんな思いもあって、議長にそのときの思いを全て一任していた次第でございます。この後、採決終わった後、議会の中でもこれから地方版総合戦略とかそういうものをやっぱり勉強会は立ち上げているのですけれども、議会でもそういうものをしていかなければいけないと思っていますし、ここにいる理事者の皆様方、三役の皆様方、本当に2期目自分選挙終わった後いろんな葛藤の中で動いて、皆さんが若かったころから支えていただきました。この議会議員の今いる自分らの議員の中の先輩議員の中にも恐らく同じ思い、選挙は必要

だと思っている方いらっしゃると思います。そういった意味も含めて、自分への戒めも含めて、この採決賛成に手を挙げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

賛成討論にはなっていなかったでしょうけれども、議会のルールでございますので、大変失礼なお話をして申しわけございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 正式には、要望という言葉入りましたけれども、その要望という文言は外すということですね。今要望ですけれどもというような話ありましたけれども、あくまでもこれに対して……

○6番（高橋成和） 思いとして……

○議長（堀内哲夫） を言って、そして賛成と。わかりました。

次に、議案に対する反対の討論を許可いたします。吉川議員。

○3番（吉川 洋） ただいま高橋議員からいろいろと思いを述べて聞かせていただきました。私1期目でございますので、わからない点まだまだたくさんあるかと思っておりますけれども、会議所においても大変私微妙な立場でございます。お話しづらい部分あるのでございますけれども、会議所の中でも発言させていただきましたので、あえてさせていただきますが、この要望書の中で活性化のための議員定数の削減、もしくは選挙をするために議員定数を削減したほうがいいのかというような趣旨が入っていると思います。正直言ってそういう目的のために議員定数を削減するというのは趣旨が違わないかなと私自身個人的に思っておりますので、それに対しては要望書に関しては反対をさせていただきたいというふうに思っています。会議所の中でも私の立場でお話しさせていただきましたので、高橋議員とまた会議所での立場もお互いにありますけれども、違う意見になりますけれども、議会の活性化のため、もしくは選挙をするために議員定数を削減と

いうのは根本的に違うというふうに考えておりますので、これについては明確に反対をさせていただきたいと思っております。

ただ、附帯にありました協議機関、これについては徹底的に設けるような努力を議会でもしていただきたいというふうに思っておりますので、それについてはよろしくお願いをしたいと思いません。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） それでは、もう一度確認いたします。原案に対し賛成の討論の方おられますか。ほかの方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

次に、原案の対し反対の討論をお持ちの方おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、討論なしと認めます。

これより要望第1号について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本要望に対する委員長報告は不採択とすべきものです。要望第1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についての要望書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀内哲夫） 起立少数です。

したがって、要望第1号 上砂川町議会の活性化並びに議員定数の削減についての要望書は、不採択とすることに決定いたしました。

#### ◎同意第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町

長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、栗原順道氏が平成27年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求め

住所、

氏名、栗原順道。生年月日、

。職業、僧侶。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、これより同意第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

本来ですと、ここで栗原教育委員会委員よりご

挨拶を受けるところでございますが、欠席しておりますので、後日改めてご挨拶をいただきます。

---

◎同意第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、木村征紀氏が平成27年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、

氏名、木村征紀。生年月日、

。職業、無職。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがいまして、これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり

同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することについて決定いたしました。

---

◎同意第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案の理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、東海一男氏が平成27年11月7日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、

氏名、東海一男。生年月日、

。職業、会社員。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、これより同意第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第27号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第27号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第27号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを定めること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第27号について内容の説明をいたします。

本町では、個人の権利、利益の保護を図るため、平成12年10月に個人情報保護条例を策定し、町が保有する個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めております。平成25年5月24日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、皆様ご承知のとおり、住民票を有する全ての方にそれぞれ異なる12桁の個人番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野において個人番号を介し、複数の行政機関の間で情報を迅速に授受させることにより、行政の効率性、公平性を高め、住民の利便性を向上させるものであります。

一方、個人番号は、原則として生涯変わることのない極めて識別性の高いものであり、さまざまな情報と結びつくことから、不正利用された場合にはプライバシーの重大な侵害となる可能性があります。番号法では、個人番号の利用を厳格に制限し、利用者に対し十分な安全対策を求めるとともに、個人番号を含む個人情報を特定個人情報と位置づけた上で、一般の個人情報とは異なった取り扱いを求めています。今回の改正は、個人番号の付番及び通知が本年10月5日より開始されることから、町が保有することとなる特定個人情報の適正な取り扱いを確保すること及びその他番号法との整合性を図ることを目的としたものであります。

以上が改正内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第28号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード、個人番号カードの再交付手数料の新設及び住民基本台帳カード交付手数料の廃止のため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第28号について内容の説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が本年10月5日に施行され、平成28年1月より個人番号を用いた各種行政サービスが開始されることに伴い、本年10月に住民票を有する全ての国民に対し、氏名、住所、生年月日、性別と12桁の個人番号が記載された通知カードが送付され、また平成28年1月以降には個人が顔写真を添えた申請により公的な身分証明書としての利用やカードのICチップに記載された電子証明書により国税電子申告納税システムなどが利用できる個人番号カードの交付を受けることが可能となります。これら通知カードと個人番号カードは、いずれも初回交付

においては無料で交付されるものの、再交付に要する経費については発行する側のミスなど本人の責めによらない場合を除き手数料を徴収することとされていることから、このたび本条例の関係条項を追加し、改めるもので、再交付手数料の額につきましては、国の定めに基づき通知カードは500円、個人番号カードは800円となるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町手数料条例の一部を改正する条例。

第1条 上砂川町手数料条例（平成12年上砂川町条例第4号）の一部のように改正する。

別表1中11の項を12の項とし、3の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次のように加える。

第3項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付、カード1枚につき500円。

第2条 上砂川町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1の2の項第6号及び第7号を削り、同表3の項を次のように改める。

第3項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの。第1号、法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付、第2号、法第7条第1項に規定する通知カードの再交付、カード1枚につき800円、カード1枚につき500円。

附則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定の施行の日前において同条の

規定による改正前の上砂川町手数料条例別表1の2の項第6号及び第7号の規定により徴収すべきであった住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第29号 議案第30号 議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第29号及び日程第13、議案第30号並びに日程第14、議案第31号については、内容が同種でありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第29号及び議案第30号並びに議案第31号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、道央地区環境衛生組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合等の脱退並びにとかち広域消防事務組合の加入に伴い、本組合を組織する団体の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、道央地区環境衛生組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合等の脱退並びにとかち広域消防事務組合等の加入に伴い、本組合を組織する団体の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約第1条の整備、また道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合の脱退等に伴い、本組合を組織する団体の変更について協議するため、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） ご指示によりまして、議案第29号、議案第30号並びに議案第31号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。

北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合では、道央地区環境衛生組合や西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、南十勝消防事務組合等の解散並びにとかち広

域消防事務組合の設立等により、それぞれ時期は異なるものの多数の団体が脱退、加入することとなり、いずれの組合におきましても組織する団体に変更が生じますので、規約の関係条文を改めることについて構成する各自治体の議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表の一部事務組合（石狩）の項中「道央地区環境衛生組合」を削り、同表の（渡島）の項中「南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表の（十勝）の項中「西十勝消防組合 北十勝消防事務組合」及び「東十勝消防事務組合 南十勝消防事務組合」を削り、「北十勝2町環境衛生処理組合」の下に「とちかち広域消防事務組合」を加える。

#### 附則

##### （施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

##### （規約の左横書き）

2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合格約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で込んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記

が大書きのものは、小書きに改める。

続きまして、議案第30号でございます。北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「、道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「(17)」を「(16)」に改め、「、南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「(28)」を「(25)」に改め、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池田町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「、道央地区環境衛生組合」、「、南渡島青少年指導センター組合」、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

#### 附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2



(第3条関係) 9の項の共同処理する団体欄中の改正規定(「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「とちかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。)は、平成28年4月1日から施行する。

続きまして、議案第31号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

第1条中「併せて、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第11章の規定に基づく町村議会議員共済会に関する事務と相互調整をはかることによって、本制度の健全なる運営をはかることを目的とする。」を削り、「議員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」を加える。

別表第1中「道央地区環境衛生組合」、「東十勝消防事務組合」、「西十勝消防組合」、「南十勝消防事務組合」、「北十勝消防事務組合」及び「南渡島青少年指導センター組合」を削り、「とちかち広域消防事務組合」を加える。

附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長(堀内哲夫) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議案第32号

○議長(堀内哲夫) 日程第15、議案第32号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第32号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,295万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月16日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林智明) ご指示によりまして、議案第32号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金795万3,000円の追加で、2億1,016万4,000円となります。

2 項国庫補助金795万3,000円の追加で、6,316万7,000円となります。

20款繰越金4,404万7,000円の追加で、7,028万9,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が5,200万円の追加で、36億6,295万円となります。

2、歳出、2款総務費2,709万円の追加で、1億9,166万7,000円となります。

1項総務管理費1,877万3,000円の追加で、1億4,660万2,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費831万7,000円の追加で、3,296万2,000円となります。

3款民生費148万9,000円の追加で、6億4,043万7,000円となります。

1項社会福祉費148万9,000円の追加で、5億8,548万9,000円となります。

4款衛生費158万5,000円の追加で、2億2,866万6,000円となります。

1項保健衛生費158万5,000円の追加で、1億2,275万6,000円となります。

8款土木費1,100万円の追加で、3億714万1,000円となります。

2項道路橋りょう費1,100万円の追加で、1億1,254万6,000円となります。

9款消防費327万6,000円の追加で、7億1,319万7,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費756万円の追加で、9,424万6,000円となります。

2項小学校費756万円の追加で、3,476万8,000円となります。

歳出合計が5,200万円の追加で、36億6,295万円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

このたびの補正は、中央小学校大規模改修に伴う実施設計と大雨による雨水及び傾斜地崩落対策が主なものであります。3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費357万9,000円の追加で、4,657万1,000円となります。現在医療保険係に配置しておりますワゴン車は、平成11年9月に寄贈されたもので、16年が経過したことからこのたび購入することとし、12節役務費で15万6,000円、18節備品購入費で8人乗りワゴン車購入費として340万円、27節公課費で2万3,000円計上するもので

あります。

5目財産管理費1,165万円の追加で、2,607万7,000円となります。11節需用費は、議事堂のマイク録音機の修繕料として200万円、はるにれ荘のボイラー修繕料として105万円、合計305万円計上するものであります。15節工事請負費は、旧スーパー松一の所有者から土地と建物が無償譲渡され、建物の裏側が倒壊するなど大変危険な状況にあることから、除却費として860万円計上するものであります。

8目交通安全対策費58万円の追加で、686万8,000円となります。18節備品購入費58万円の追加は、町内の交通事故及び犯罪の防止を目的として道道沿いに防犯カメラ3台設置するもので、防犯カメラの映像につきましては警察署から法令に基づく手続により照会を受けた場合に開示することを盛り込んだ要綱を定め、適切に対応していきたいと考えております。設置時期につきましては、降雪時前と考えております。

9目諸費296万4,000円の追加で、531万4,000円となります。23節償還金、利子及び割引料は、平成26年度障害者自立支援給付費等の国、道負担金の返還が生じたことから296万4,000円計上するものであります。

総務費、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費831万7,000円の追加で、3,296万2,000円となります。いずれもマイナンバー制度施行に伴う追加計上であります。

民生費、社会福祉費、6目地域包括支援センター費148万9,000円の追加で、1,801万8,000円となります。現在包括支援係に配置している軽自動車は、平成9年6月に購入したもので、18年が経過したことからこのたび購入することとし、12節役務費で8万5,000円、18節備品購入費で軽自動車購入費として140万円、27節公課費で4,000円計上するものであります。

次ページでございます。衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費158万5,000円の追加で、1億

615万3,000円となります。現在保健予防係に配置しているバンタイプの乗用車は、平成9年5月に購入したもので、18年が経過したことからこのたび購入することとし、12節役務費で8万1,000円、18節備品購入費で今回軽自動車に切りかえ購入することとし150万円、27節公課費で4,000円計上するものであります。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費1,100万円の追加で、1億1,254万6,000円となります。15節工事請負費の道路維持舗装補修工事につきましては、町道鶉北線の排水整備工事として140万円、東鶉4町内側溝布設がえ工事として50万円、合計190万円計上するものであります。資料ナンバー2をご参照願います。町道下鶉支線雨水排水工事260万円の追加は、下鶉遊園地の雨水ますからオーバーフローした雨水を住宅地に流入させないように、青色で表示している箇所グレーチングによる横断キャッチ排水を設置し対応するため計上するものであります。

資料ナンバー3をご参照願います。町道下鶉2号連絡線のり面補修工事650万円の追加は、8月6日から7日にかけての大雨で幅5メートル、高さ5メートルにわたり表層が崩落したもので、今後崩落の危険があることから、布団かご方式で対応するため計上するものであります。

消防費、消防費、1目消防費327万6,000円の追加で、7億1,319万7,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は、補助金の採択を受けるため100万円以内での予算としなければならず、当初予算において防火衣10着分を計上いたしました。が、補助金が不採択となったことから残る33着分の防火衣購入費として327万6,000円計上するものであります。

教育費、小学校費、1目学校管理費756万円の追加で、2,903万7,000円となります。資料ナンバー4をご参照願います。13節委託料ですが、中央小学校は下鶉小学校と若生小学校と平成3年に統合し、建設後24年が経過し、老朽化が進んでいる

ことから、平成28年度の大規模改修実施に向け、資料の2の改修内容にありますように、屋根防水の更新や外壁塗装を実施するため、実施設計経費として756万円を計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、1目総務費補助金795万3,000円の追加で、2,045万5,000円となります。マイナンバー制度システム改修に係る追加でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金4,404万7,000円の追加で、7,028万9,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、認定第1号及び日程第17、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、認定第1号 平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成26年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成26年度上砂川町各会計決算。平成26年度各会計当初予算は、第6期総合計画に基づき経費の縮減を図りつつ、限られた財源を有効かつ効率的な活用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに配慮した予算計上を行ったところであります。平成26年度におきましては、人件費の削減措置を継続し、町長20%、副町長、教育長15%、職員給料及び議員報酬で3%の削減を実施したところであります。積立金、基金につきましては、地方交付税や繰入金などの減収がありました。教育施設整備基金等へ7,000万円ほどを積み立て、年度末基金残高は23億8,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度比693万円増の1億7,645万5,000円、地方交付税は前年度比2,552万3,000円減の16億8,359万4,000円、国庫支出金は町民センター体育センター耐震化事業補助金の減収があったものの、臨時福祉給付金事業や橋梁長寿命化補修事業の増収により前年度比611万円増の2億1,136万4,000円、繰入金は国保会計繰入金の減収により前年度比8,790万円減の400万円、町債は町民センター体育センター耐震化大規模改修事業の減収により前年度比1億8,702万7,000円減の2億1,228万円となり、歳入総額で28億4,004万6,000円の決算となっております。

次に、歳出であります。人件費で医療センター職員を含む職員の退職による給与及び前年度に3年に1度の退職手当精算に伴う追加負担金があったことによる退職手当の減額により前年度比5,939万9,000円減の5億6,149万2,000円、扶助費で障害者自立支援費等の増加により前年度比2,539万4,000円増の3億1,333万3,000円、補助費等で後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金などの減額により前年度比3,077万4,000円減の4億4,693万2,000円、繰出金で国保会計繰出金等の増額により前年度比4,507万5,000円増の3億5,568万7,000円、投資的経費で町民センター体育センター耐震化大規模改修事業などの減により前年度比2億2,086万1,000円減の2億4,293万6,000円となり、歳出総額で27億3,430万8,000円の決算で、歳入歳出差し引きは1億573万8,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は7,739万5,000円となるものであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成25年度で臨時財政対策債を含め89.6%でしたが、平成26年度では1.9ポイント減の87.7%となり、これは人件費及び補助費の減によるものであります。

次ページであります。財政力指数につきましては、過去3カ年平均で11.1%と自主財源の割合が

低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成26年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。各会計決算額の表であります。一般会計では、歳入が28億4,004万6,000円、歳出で27億3,430万8,000円となり、差し引き1億573万8,000円となります。特別会計であります。4特別会計で歳入が6億7,577万2,000円、歳出で6億7,571万9,000円となり、差し引き5万3,000円となるもので、全会計の合計で35億1,581万8,000円の歳入に対し、34億1,002万7,000円の歳出で、差し引き1億579万1,000円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは、各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたくお願い申し上げます、説明といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由、内容の説明を終わります。

---

#### ◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第18、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成26年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成26年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査を含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号並びに認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります高橋議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより、総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には斎藤総務文教委員長、副委員長には川岸総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、既に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用いたしますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思っております。

---

#### ◎報告第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第19、報告第5号 平成26年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第5号 平成26年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第5号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー5をごらん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告をするものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、各会計での実質収支は7,739万5,000円の黒字となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等に係る一般財源減によりまして、前年度より0.1ポイント減の12.7%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、全会計に係る公債費残高の減少によりまして、前年度より13.5ポイント減の33.2%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計

と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されますことから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は、今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあり、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましても、昨年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定値につきまして公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表される予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。本文でございます。1、財政健全化判断比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、12.7、33.2。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第5号 平成26年度上砂川町  
財政健全化判断比率等の報告については、報告済  
みといたします。

署 名 議 員 川 岸 清 彦

---

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終  
了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日17日を  
休会いたしたいと思いますが、これにご異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日17日は休会することに決定い  
たしました。

なお、休会中については常任委員会を開催して  
いただくことになっておりますので、よろしくお  
願ひいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたし  
ますので、出席方お願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたし  
ます。

大変ご苦労さまでした。

（散会 午前11時42分）

地方自治法第123条第2項の規定に  
よりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

平成 27 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 18 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 議  
午前 10 時 40 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 27 号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 28 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 29 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 6 議案第 30 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 7 議案第 31 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 8 議案第 32 号 平成 27 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）  
※ 議案第 27 号～第 32 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 9 調査第 3 号 所管事務調査について  
(追加日程)
- 第 10 決議案第 1 号 飲酒運転撲滅に関する決議
- 第 11 意見書案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第 12 意見書案第 5 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2016 年度国家予算編成にお

ける教育予算確保・拡充に向けた意見書

第 13 意見書案第 6 号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

第 14 意見書案第 7 号 「消費税 10 %」実施の中止を求める意見書

---

○会議録署名議員

2 番 川 岸 清 彦  
3 番 吉 川 洋

---

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 27 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで 16 日の同意第 1 号で教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました栗原教育委員よりご挨拶を受けたいと思います。

○教育委員長（栗原順道） 9 月の 16 日に任命を受けました栗原でございます。これから 4 年間教育行政のたくさんの課題がある中で、浅学非才の身でございますけれども、上砂川町の教育発展のために尽くす所存でございます。この 4 年間どうぞ皆さん方のご指導とご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きま



す。

(開議 午前10時00分)

---

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、川岸議員、3番、吉川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎一般質問

○議長(堀内哲夫) 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

◇吉川 洋 議員

○議長(堀内哲夫) 3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番(吉川 洋) 第3回定例会におきまして、通告に基づき家族介護用品支援事業について質問をさせていただきたいと思います。

当町は、従来より教育と福祉の町という町是と言われるようなものがあり、近隣自治体と比較をしましても手厚い本町独自の事業を行ってまいりました。しかしながら、財政状況の厳しさによりかなりの事業が見直された経緯がありますが、奥山町にかわり教育、福祉事業に関する新たな事業を展開するところとなり、大変心強く感じているところであります。

そこで、福祉事業の一つであります家族介護用品支援事業であります。この事業は介護度4、5度の自宅介護、そしてまた非課税を対象としてあるものでございますが、この事業の現在の対象者は何人ぐらいいるのでしょうか。恐らく介護度4、5の自宅介護、まして非課税となりますと、対象者は余りいないのではないかとこのように考

えるところであります。

本来的な介護支援を目的とするには、支援事業内容の根本的な見直しが必要と考えられるところでございます。また、この介護用品支給券の利用範囲が紙おむつ等一部に限定をされております。紙おむつの必要な状況と考えますと、恐らく汚れ物等もふえ、洗濯物等、またそれにかかわるいろいろなものがふえていく負担がふえるだろうという状況が考えられます。これらを考えますと、利用範囲ももう少し広範囲にできるようにすべきではないかというふうに考えるところでございます。

そして、月3,000円の金額、これはそれぞれの考えで何とも言えないところでございますけれども、子育て支援等と比べますと若干少なく思うところでございます。近隣自治体には似たような支援事業は余り見受けられませんが、全国的に見ますとかなりの自治体でこのような事業を実施しております。その内容もさまざまではございますが、ほとんどの自治体において非課税というくくりは余り見受けられません。介護度も3度以上というところもございます。こういうところも考えますと、支援金額、また介護度の度数により、例えば5,000円、8,000円、1万円以上というふうにその状況により変えているようなところもあり、当町とはかなり内容に違いを感じるところであります。いま一度大変な負担をして自宅介護をしているご家族を支援するというすばらしい目的をより一層充実するためにも内容の再考を願うところでございます。これらに対して町のお考えをお尋ねして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長(堀内哲夫) ただいまの3番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。扇谷福祉課長。

○福祉課長(扇谷洋子) 3番、吉川議員のご質問、家族介護用品支援事業についてお答えいたします。

初めに、家族介護用品支援事業につきましては、重度の要介護者を居宅において介護する低所得の家族に対し紙おむつ等の介護用品購入券を支給することにより、在宅介護の経済的負担を軽減することを目的に平成25年度より新たな事業として実施しているものです。事業の概要は、議員のご質問にもございますが、要介護4、または要介護5に認定され、常時おむつの使用を必要とする方を居宅において介護する町民税非課税世帯の家族に対して、町内の商店で使用できる紙おむつ等の介護用品購入券を月額3,000円、年間3万6,000円分を交付するものです。この事業での対象者数は、核家族、特に独居世帯が多い本町では重度在宅介護そのものが困難なため、現在は5名となっており、そのうち4名がこの制度を利用されております。

介護用品支給券の利用範囲であります。排せつ介助のための介護用品として紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋などの購入に利用できるようにしているところであります。

また、近隣市町における制度の状況についてであります。7市町で同様の制度を実施しており、そのうち非課税を対象としている自治体は本町を含め4市町で、残る3市町は所得制限を設けておらず、対象を介護度4、5としている自治体は本町を含め3市町、介護度3以上が2市、介護度を限定していないところが2市町となっております。支給金額につきましても月額2,500円から6,000円と自治体ごとに異なっておりますが、購入券の利用範囲につきましては、いずれの市町とも本町同様紙おむつ等排せつ介助のための介護用品に限定しているところであります。

支援事業内容の充実等再考とのご質問ですが、この制度は施設介護で介護保険の対象となる紙おむつ等の排せつ用品が在宅介護では自己負担となっていることから、在宅介護支援として町単独の事業として実施しているもので、事業開始後3年目となり、昨年より実施しております各種

アンケート結果等も踏まえ、所得制限など制度の改正を検討しているところであります。

また、ご承知のとおり、昨年6月の医療介護総合法の施行に伴い在宅介護制度が大きく変わり、平成30年度までに今後高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを近隣市町の状況も把握しながら構築しているところであり、在宅介護制度とあわせて町単独施策も検討しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。吉川議員。

○3番（吉川 洋） 質問ではないのですが、中身をいろいろと今考えていらっしゃるということでございますので、多分介護の方、ご家族の方は大変精神的にも負担があり、ご苦労していると思いますので、少しでも緩和をできるような、そんなふうを考えて当たっていただければと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（堀内哲夫） よろしいですね。ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 川 岸 清 彦 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 第3回定例会において一般質問をさせていただきます。

件名、福祉医療センター、萌福祉サービス株式会社の今後についてお伺いいたします。質疑の要旨としまして、本町の福祉医療施設の拠点施設である萌福祉サービスの指定管理者の委託運営して後約2年半が経過いたしました。その間いろいろ医療制度も変わり、介護福祉制度も変わりましたが、本町の高齢化率の進捗度もどんどん進んでおります。高齢者にとっても非常に気がかりなことと思われまますので、今後も指定管理者制度を継続していくのか、あるいは完全民間委託にするのか、次の2点についてお伺いいたします。

1番、町立診療所、はるにれ荘、成寿苑、デイサービスセンター、おのおのの経営収支について、また各施設の指定管理者制度の継続の有無についてお伺いします。

2番目に、現在の総施設の総職員数は、またそこに占める町職員採用の割合は、町職員分の今後の給与の補填はどれくらいなのかお伺いしたいと思えます。

以上のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 2番、川岸議員のご質問、福祉医療センター、萌福祉サービス株式会社の今後についてお答えいたします。

本町福祉医療センターにつきましては、利用者の多様化するニーズに応える質の高いサービス提供と安心して生活できる施設運営を目的に各位のご理解、ご協力のもと平成25年4月から指定管理者制度による施設運営を開始し、2年と半年を迎えるところであり、この間利用者や家族からは接遇や食事面などサービス全般に対し一定の評価をいただいているところでございます。このたびの議員のご質問におかれましては、本年第1回定例会における執行方針の質疑において同様の質問がなされ、答弁しておりますことから、このたびの答弁におきましても一部重複するところもございましてことをご理解願ひたいと存じます。

初めに、各施設の経営収支でございしますが、第1回定例会で申し述べたとおり、介護施設の性質上、各施設における利用者や入所者数、またそれぞれの介護度により介護報酬が異なることから、都度経営状況にも影響を及ぼすものでありますが、平成26年度では町立診療所は薬剤の高騰や受診者の減少などから赤字決算となっているものの、はるにれ荘と成寿苑は入所者がほぼ定員を満たしており、デイサービスセンターについても利用者の確保に向け、それぞれの施設において経費

の節減等安定した経営に向け努めている結果黒字決算となり、施設全体では収支が図られている状況となっております。

次に、現在の施設の総職員数と町職員の割合であります。本年8月現在、福祉医療センター施設全体で勤務する医師、看護師、介護員等職員の合計は70名、うち町職員ははるにれ荘に2名、成寿苑に2名、診療所に再任用職員1名の計5名が在職しており、明年4月以降は現時点では再任用職員を除き3名となる見込みであります。

また、町職員の給与の補填であります。指定管理の協定に基づき、指定管理者は町職員が指定管理者のもとで雇用した場合に支払うべき給料、諸手当等を町に対し負担するとしていることから、平成27年度においては町職員5名分の年額で約1,500万円が補填される見込みであります。

最後に、平成28年度からの施設運営の見通しですが、さきの答弁でも申し述べたとおり、国においては高齢化社会に即した効率的かつ質の高い医療及び地域包括ケアシステム構築の推進のための法整備など介護制度全体の転換期にある中、本町の施設運営について現在指定管理者の意向も確認しながら、指定管理の継続延長も視野に入れ、細部にわたる検討を行っているところであり、慎重に進めながら、しかるべき時期に議会とも協議をさせていただき、本年中に結論を出したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可します。

○2番（川岸清彦） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第27号 議案第28号 議案第29号  
議案第30号 議案第31号 議案第32号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第27号から日程第8、議案第32号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第27号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 上砂川町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第30号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第32号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎調査第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

### ◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に決議案1件と意見書案4件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

### ◎決議案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、決議案第1号 飲酒運転撲滅に関する決議を議題といたします。

横溝議会運営委員長、ご登壇の上提案説明をお願いいたします。

○議会運営委員長（横溝一成） それでは、ただいま上程されました決議案第1号 飲酒運転撲滅

に関する決議について決議案を読み上げて提案説明とさせていただきます。

#### 飲酒運転撲滅に関する決議

交通事故のない、安全に安心して暮らせる社会の実現は、すべての町民の切実な願いです。しかし、全国で交通事故が起き、多くの犠牲者が出ております。

特に重大な犯罪行為である飲酒運転、速度超過、信号無視による悲惨な事故が後を絶たない状況であります。

本年6月6日には、砂川市において飲酒・速度違反・信号無視・暴走行為により、家族4人が死亡、1人が意識不明の重体となる衝撃的な事故が起き、危険運転の怖さをあらためて痛感させられました。

しかしながら、その後も依然として悪質な違反が後を絶たない状況です。

尊い命を奪い、平和な暮らしと未来への希望を一瞬にして破壊する行為を私たちは断じて許してはなりません。

このような悲劇を二度と繰り返さないためには、私たち一人ひとりが飲酒運転による交通事故の悲惨さを深く認識し、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、更には地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」という強い意志を示さなくてはなりません。

よって、上砂川町議会は交通安全意識の徹底を強く呼びかけるとともに、関係機関・団体との連携を強化し、町民一丸となって飲酒運転撲滅に向けて全力を挙げて取り組むことを、ここに宣言します。

以上、決議します。

平成27年9月18日

上砂川町議会

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いた

したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、これより決議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は委員長提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 飲酒運転撲滅に関する決議は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第11、意見書案第4号から日程第14、意見書案第7号について議題といたしますが、意見書案の本文について本文読み上げを省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号から意見書案第7号まで本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

日程第11、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（大内兆春） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 数馬 尚 齋藤勝男

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容

の説明は省略させていただきます。

意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

#### ◎意見書案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内 兆春 伊藤 充章

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第5号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎意見書案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、意見書案第6号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書を議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 横溝一成 吉川洋

本文に入りますが、本文の読み上げによる内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第6号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、地方創生担当大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第6号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎意見書案第7号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、意見書案第7号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書を議題といたします。

2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 「消費税10%」実施の中止を求める意見書。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 川岸清彦

賛成議員 大内兆春 数馬尚

本文に入りますが、朗読、内容の説明は省略させていただきます。

意見書案第7号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。



引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第7号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号 「消費税10%」実施の中止を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成27年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 川 岸 清 彦

署 名 議 員 吉 川 洋